

## 土壌汚染対策法の概要

### 目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

### 制度

#### 土壌汚染の調査

- ・ 有害物質使用特定施設の使用を廃止するとき（第3条）
- ・ 法第3条ただし書により土壌調査義務一時的免除中の土地で900㎡以上の土地の形質変更をするとき（第3条）
- ・ 一定規模（3,000㎡以上。操業中の有害物質使用特定施設の存在する土地においては900㎡以上。）以上の土地の形質変更の際に、土壌汚染のおそれがあると徳島市長が認めるとき（第4条）
- ・ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると徳島市長が認めるとき（第5条）

◇自主調査（第4条2項の調査の結果の提出の土地を除く）において土壌汚染が判明した場合において土地所有者等が徳島市長に区域の指定を申請（第14条）

#### 【土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合】

#### 区域の指定等

##### ①要措置区域（第6条）

汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれがあるため、汚染の除去等の措置が必要な区域  
→汚染除去等計画の提出（第7条）  
→土地の形質変更の原則禁止（第9条）

##### ②形質変更時要届出区域（第11条）

汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれがないため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む）  
→土地の形質変更時に徳島市長に計画の届出が必要（第12条）

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

#### 汚染土壌の搬出等に関する規則

- ・ ①②の区域内の土壌の搬出の規制（事前届出、計画の変更命令、運搬基準、処理の委託義務に違反した場合の措置命令）
- ・ 汚染土壌に係る管理票の公布及び保存の義務
- ・ 汚染土壌の処理業の許可制度
- ・ 認定調査の実施（①②の区域から搬出する土壌を法の対象から外す調査）